

令和3年度 事業計画

社会福祉法人 広島市佐伯区社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

1	基本方針	1
2	重点事業	2
3	実施事業	5

基本方針

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした考え方を具現化するため、広島市は平成31年度に『広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）』（平成31年度～令和5年度）を策定しました。この計画の中で地区社会福祉協議会は「住民主体の福祉のまちづくりを進めていく核となる団体」として挙げられており、地区社会福祉協議会に拠点を整備し、市・区社会福祉協議会と連携して、「支え合い」「助け合い」の取り組みを推進することが期待されています。

地区社会福祉協議会の取り組みへの支援策として、今年度から新たに「地区社協活動拠点活性化支援事業」「地域団体連携支援基金事業（仮称）」が始まります。

本会としては、従来から地区社会福祉協議会が取り組んでいる「福祉のまちづくり事業」を核として、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「高齢者地域支え合い事業」、上記の新規事業等を地域の状況に応じて進めていき、地域住民の誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを目指します。

さらに、認知症・知的障がいなど判断能力が低下した方々を対象に金銭管理等の支援を行っている「福祉サービス利用援助事業（かけはし）」、生活困窮者の自立生活に向けた相談支援を行っている「くらしサポートセンター」等相談援助の取り組みを継続実施します。

令和2年度から広島市・区社協の法人統合について、検討・協議を行っていますが、「地域共生社会」の実現のため、住民に身近な窓口である区社会福祉協議会職員が地域に出向き、地区社会福祉協議会の取り組み支援に注力することが法人統合の主たる目的になります。令和4年4月1日の法人統合を目指し、引き続き協議を行っていきます。

重点事業

1. 市・区社協の法人統合に向けた検討

令和2年度から広島市・各区社協の法人統合(合併)に向けた検討を行っています。令和3年度も引き続き検討・協議を行い、令和4年4月の法人統合を目指します。

2. 地域福祉活動推進計画

令和2年度が「佐伯区社協地域福祉活動第7次3か年計画」(平成30年度～令和2年度)の最終年度となっており、次期計画(第8次5か年計画)の策定年度であったが、新型コロナウイルスの影響で、広島市社協の計画策定が行えなかったことに伴い、本会も次期計画策定を行っていません。

令和4年度当初、広島市・区社協が法人統合を行うことに伴い、広島市社協の次期計画策定が法人統合後の令和4年度に行われるため、「佐伯区社協地域福祉活動第7次計画」の実施期間を令和4年度末まで延長します。

3. 地区(学区)社協への支援

地区社協が実施主体として推進している「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」の活性化のため、地区社協、公民館等との連携によるボランティアきっかけ講座の開催等「地域の担い手づくり」を進めます。

また、「福祉のまちづくりプラン」の策定支援、「地区社協活動拠点の整備・活用促進」等、地区社協の活動体制の強化を進めていきます。

「近隣ミニネットワークづくり推進事業」では、「高齢者地域支え合い事業」や「避難行動要支援者避難支援事業」と連携した見守り活動の推進を支援します。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」では、生活支援コーディネーターを1名増員し、サロン活動や住民主体型生活支援訪問サービスなどの住み慣れた地域での支え合いの活動がより広がるよう取り組みを進めていきます。

4. 地域福祉センターの管理運営

広島市佐伯区地域福祉センターの円滑な運営に努めるとともに、地域福祉活動の推進拠点としての機能強化を図ります。

5. 自主財源の確保

佐伯区社協独自の取り組みを推進していくため、賛助会費や寄付金の確保に努めます。

6. 高齢者への支援

ボランティアグループの協力を得て、「認知症の人と家族の会」等の行事・研修などの支援を行い、高齢者や介護者の仲間づくり・社会参加を進めます。

また、地区社協が取り組む「まごころ弁当」や「高齢者地域支え合い事業」等による高齢者の見守り活動を支援し、一人暮らしや介護世帯等気がかりな世帯への見守り合いの取り組みを推進します。

7. 障がい（児）者への支援

「在宅障害者青年教室」の活動を支援し、広島市手をつなぐ育成会佐伯区支部等と連携して「季節行事」を開催します。また、広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業などの推進により、障がい者の社会参加や仲間づくりを図ります。

8. 児童への支援

子育て中の母親の仲間づくり・行き場としての「子育てサロン」の設置促進や、常設親子交流の場「おやこっこさえき」の活動を支援します。

また、区民生委員児童委員協議会と連携し取り組んでいる児童・障がい者・高齢者等への虐待防止の啓発等の活動「いじめ・虐待110番」の協力員研修を行うとともに、更に多くの区民・機関の協力を得られるように活動の普及を図ります。

9. ボランティア活動・福祉教育の推進

区ボランティアセンターが、区民のボランティア活動の推進拠点となるようボランティアグループ・地区社協の地区ボランティアバンク等と連携して、ボランティア相談の受付、活動調整、各種ボランティア講座の開催などに取り組み、区民のボランティア活動への参加を促進します。

また、青少年のボランティア活動へのきっかけ講座である「ぷちボラ体験スクール」の開催や、「やさしさ発見プログラム事業」を活用し、小・中学校や地域団体、企業等の福祉学習の開催を支援します。

さらに、佐伯区地域福祉センターで「やるき・げんき・さえき祭り」を開催し、多くの区民のボランティア・地域福祉活動への関心を高められるよう努めます。

10. 相談援助事業等の強化

「総合相談員」を中心に総合的な相談支援の機能強化を図り、当事者に寄り添い、生活のしづらさを共有しつつ、課題の解決に向けて個別に支援します。

また、福祉サービス利用援助事業「かけはし」及び成年後見事業「こうけん」の推進を図り、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等が地域で安心して生活でき

るよう相談支援を行います。

また、生活困窮者の相談窓口である「暮らしサポートセンター」と連携し、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行います。

1 1. 公益事業

指定管理施設である広島市老人いこいの家（9 荘）が、地域の福祉活動の拠点として機能するよう、継続して管理・運営を行います。

また、令和4年度からの指定管理者公募に向けて検討を行います。

実施事業

I 社会福祉事業

1 法人運営

[1] 法人運営事業

① 会議

社会福祉法人として、区社会福祉協議会の円滑な組織運営・事業推進のために、会議を開催する。

ア 理事会	年5回
イ 評議員会	年3回
ウ 監事会	年1回
エ 評議員選任・解任委員会	年2回
オ 正副会長会議	月1回

② 財源の確保

ア 正会員会費及び賛助会員の確保

③ 市・区社協の法人統合に向けての協議

ア 広島市（区）社会福祉協議会経営協議会	随 時
イ 広島市（区）社会福祉協議会運営調整会議	随 時

[2] 企画・広報事業

地域福祉やボランティア活動の情報を区民に提供し、住民参加の活動を進めるため、広報紙の発行やホームページによる情報発信などを行う。

① 「さえき社協だより ささえあい」の発行（全戸配布）	年3回
② ホームページによる情報の発信	随 時
③ チラシ・ポスター等による情報の発信	随 時
④ 「区民だより」への広報記事の掲載	随 時

[3] 大会事業

① 福祉講演会の開催	年1回
② 広島市社会福祉大会への参加	
③ 広島県福祉のまちづくりのつどいへの参加	

[4] 部会・委員会事業

① ボランティアセンター運営委員会	年2回
② 生活福祉資金貸付調査委員会	随 時
③ 問題別委員会	随 時

[5] 佐伯区地域福祉センター指定管理事業

広島市佐伯区地域福祉センターの指定管理（平成30年度～令和3年度）
佐伯区地域福祉センターが地域の福祉活動の拠点として有効に利用されるよう、
管理・運営に努める。

[6] 善意銀行基金事業

佐伯区社協の独自の取り組みを推進していくために善意銀行に寄せられた寄付
を活用するとともに、広報活動を通じて寄付金の確保に努める。

2 地区社協育成事業

[1] 地区社協育成事業

地域福祉活動を担う地区社協の活動を支援するため、地区社協への助成や研
修・情報提供などを行う。

① 市社協助成金の交付

ア 地区社協助成金

- (ア) 運営費助成—広島市補助金分 1地区6万円
市社協基金分 1地区4万円【新規】
- (イ) 事業費助成—共同募金（実績割）

イ 新・福祉のまちづくり総合推進事業助成金

事業費助成—共同募金（1地区15万円）

- (ア) 近隣ミニネットワークづくり推進事業
- (イ) ふれあい・いきいきサロン設置推進事業
- (ウ) 地区ボランティアバンク活動推進事業

ウ 福祉のまちづくりプラン策定支援事業助成金

(ア) 第1次プラン（2年間）…該当なし

(イ) 第2次以降プラン（2年間または1年間）

1地区、年間4万円をプラン策定に要する経費に対して助成する。

（2年間で8万円、単年度策定選択は1年で8万円）

《2次プラン策定中の地区》

彩が丘（2年目）

《2次プラン該当地区》

楽々園、五日市観音西、八幡、湯来、藤の木、美鈴が丘

五月が丘、五日市南

《1次プラン策定未了地区》

五日市（平成22年度～）

工 地区社協活動拠点整備助成金

地区社協の地域福祉活動基盤を整備するために、地区社協事務所を設け、相談・会議等の機能等を有する地区社協拠点の運営に対し、経費の一部を助成する。

※ 助成要件により 1.5 万円、3 万円、5 万円を助成。

オ 地区社協活動拠点づくり応援助成事業

※ 新規拠点の設置に対し100万円を上限とした必要額を助成。

カ 地区社協活動拠点活性化支援事業【新規】

地区社協事務局強化支援の取り組みとして、常駐スタッフの配置経費を助成する。

※ 週5日の開設を目安に、常勤スタッフへの謝礼金として、拠点の開設1回あたり2千円の助成金を交付する。年間48万円が上限。

キ 地区社協と町内会・自治会等との連携支援事業【新規】

地区社協と各種地域団体との連携強化に係る事業を実施するため、地域の実情や地域団体の活動状況に応じ助成金を交付する。

※ 1地区あたり50万円が上限。

※ 令和3年10月から事業開始の予定

② 区社協助成金の交付

ア 活動助成金 … 町内会加入世帯数×80円（会費還元分）+12万円

イ ふれあい・いきいきサロン開設助成金 … 1万円

サロン開設必要経費の一部として、初年度に限り助成

ウ 福祉のまちづくりプラン作成助成金… 1地区10万円限度

福祉のまちづくりプラン策定時のプラン書印刷費を助成

エ 地区社協活動支援助成金

… 拠点開設時の改修・備品等整備 50万円限度

… 情報・通信機器の整備（新規） 30万円限度

… 情報・通信機器等の更新 12万円限度

オ ふれあい配食訪問助成金

… 前年度年間実食配食数×30円

… 調理者、訪問者等懇談研修会費 2万円

… 弁当容器、バッグ、献立表等は現物支給

③ 会 議

ア 地区社協会長会議の開催 年2回

イ 地域福祉推進委員会議の開催 年2回

- ④ 地区区社協訪問の実施 随 時
- ⑤ 地域福祉推進委員複数配置の推進
- ⑥ 地域ボランティア講座の開催（出前講座）
地区社協や関係機関等と連携し、暮らしの中での困りごとを地域の中で解決できるようになることを目指して、地域でのボランティア講座を開催する。

[2] 役職員研修事業

（市社協関係）

- ① 新任地区社協会長・地域福祉推進委員研修会の開催 年1回
- ② 地区社協役員等実践講座の開催 年2回
- ③ 市域地区社協会長・地域福祉推進委員合同研修会の開催 年1回
- ④ 地区社協活動拠点常駐スタッフ向け研修会の開催【新規】 年1回

（区社協関係）

- ① 地区社協役員研修会の開催 年1回
- ② 地域福祉推進委員連絡会の開催 年2回

[3] 地域包括ケアシステムへの参画による、地域住民が主体となった地域づくりの推進

- ① 生活支援体制整備事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置
令和3年度は、生活支援コーディネーターを1名増員し、2名体制となるため、これまで以上に地域に出向き、地区社協等地域団体の取り組みの支援を行うとともに、地域福祉推進のため、地域包括支援センター、地域支えあい課等関係機関との連携を図る。
 - イ 区域協議体の設置・運営
地域の社会資源や課題の把握と情報共有のほか、新たな社会資源創出の検討等を行うため、区域協議体の設置・運営を行う。
 - ウ 生活支援サポーター養成講座の開催 随 時
地域の担い手づくりのため、地区社協をはじめ区内の様々な団体と協働し、サポーター養成講座を開催する。
 - エ 生活支援の取り組み推進
住民主体型生活支援訪問サービス実施団体や、地区社協ボランティアバンクなどの地域団体による支え合いの取り組みを支援する。
 - オ 地域高齢者交流サロンや地域介護予防拠点の取り組み推進
地域高齢者交流サロン運営事業・地域介護予防拠点整備促進事業補助金を

活用した取り組みとともに、様々な通いの場の活動を支援する。また、地域高齢者交流サロン運営事業・地域介護予防拠点整備促進事業の補助を終了した団体への取り組み支援も継続的に行う。

3 福祉推進事業

[1] 高齢者福祉事業

① いじめ・虐待 110 番活動の展開

区民児協と協働して、区内の関係機関・関係者を「いじめ・虐待 110 番協力員」として委嘱し、高齢者・障がい者・児童等への虐待防止の活動を行う。

いじめ・虐待 110 番協力員を対象とした研修会の開催、相談窓口の紹介、ポスター・ステッカーの掲示による地域での啓発活動に取り組み、虐待のない地域づくりを目指す。

② ふれあい配食訪問事業「まごころ弁当」に取り組む地区社協への支援

随 時

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や見守りのための訪問活動「まごころ弁当」を支援する。

実施回数	地区数	実施地区社協名
毎 週	1 地区	五日市観音西
月 4 回	2 地区	石内・佐伯区観音
月 2 回	9 地区	河内・五月が丘・美鈴が丘・八幡東・八幡・五日市中央・五日市・五日市南・楽々園
月 1 回	1 地区	湯来

③ 配食訪問活動連絡会の開催

年 1 回

④ 「在宅介護者リフレッシュ事業」の実施

年 1 回

⑤ 「認知症の人と家族の会」活動の支援（定例会へ参加）

月 1 回

⑥ 車いすの短期無料貸し出し

随 時

⑦ 認知症高齢者支援体制づくり部会への参加

随 時

⑧ 佐伯区地域ケア会議への参加

年 2 回

⑨ 佐伯区地域包括支援センター会議(連絡会)への参加

随 時

⑩ 各地域包括支援センター会議への参加

随 時

[2] 障害児者福祉事業

① 「在宅障害者青年教室」の開催支援

年 3 回

② 「知的障害児季節行事」の開催

年 1 回

③ 佐伯区身体障害者福祉協会主催「ふれあい運動会」への協力

年 1 回

④ 車いすの短期無料貸し出し【再掲】

随 時

⑤ 広島市障害者自立支援協議会佐伯区地域部会への参加

随 時

- ⑥ いじめ・虐待 110 番活動を通じた虐待防止の啓発・相談活動の展開【再掲】

[3] 児童福祉事業

- ① 常設親子交流の場「おやこっこさえき」運営協議会への参加 年 2 回
② 佐伯区母子寡婦福祉会活動への協力
③ いじめ・虐待 110 番活動を通じた虐待防止の啓発・相談活動の展開【再掲】

4 ボランティアセンター活動

[1] ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催【再掲】 年 2 回
② ボランティアコーディネーターの設置
ボランティアコーディネーターにより、ボランティアによる支援を求める人と、ボランティア活動を希望する人の相談受付、活動調整を通して、さまざまな福祉ニーズへのきめ細かな支援を行う。
- ③ ボランティア活動者の育成・強化
ア ボランティア講座および研修会等の開催
（ア）地域ボランティア講座（出前講座）【再掲】
（イ）手話ボランティア入門講座
（ウ）災害ボランティア研修会
（エ）音訳ボランティア入門講座
（オ）点訳ボランティア入門講座
（カ）精神保健福祉ボランティア入門講座
（キ）認知症理解講座
イ 青少年福祉体験講座「ぶちボラ体験スクール2021」の開催
- ④ 広報・啓発活動
ア 「ボランティアセンターだより」の発行（全戸配布） 年 3 回
イ 「ボランティア伝言板」の発行（関係者配布） 年 4 回
ウ 「やるき・げんき・さえき祭り」の開催 9月26日（日）
エ 区社協ホームページによる情報発信 随 時
- ⑤ ボランティアグループへの支援
ア ボランティアグループ連絡会及び、連絡会幹事会への支援
ボランティアグループ相互の情報交換などを目的とした自主的な活動であるボランティアグループ連絡会及び連絡会幹事会等の開催を支援する。
（ア）ボランティアグループ連絡会 年 2 回
（イ）ボランティアグループ連絡会幹事会 年 2 回
（ウ）ボランティアグループ連絡会研修会・交流会 年 3 回程度

- イ ボランティア活動保険、行事用保険の取り扱い
- ウ ボランティアセンター登録団体への支援、および組織化への支援・協力

⑥ 福祉教育の推進

ア 青少年福祉体験講座「ぶちボラ体験スクール2021」の開催【再掲】

イ 学校・地域・企業・団体等による「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉学習の開催支援

随 時

〔2〕災害被災者援助事業

① 災害ボランティア研修会の開催【再掲】

② 区災害ボランティアセンターの体制づくり

災害時に備えて、区内福祉施設、行政関係課等との連絡体制づくりを日常的に取り組む。

③ 避難行動要支援者への支援体制づくりへの協力

自主防災会や町内会連合会、地区社協、地区民児協等関係団体と連携して進めていく要支援者への支援体制づくりに協力する。

5 権利擁護（相談援助）

〔1〕自立支援総合相談援助事業

① 「総合相談員」による相談援助

総合相談員を配置し、日常的な相談対応から、福祉サービス利用援助事業「かけはし」による支援までを一貫して、迅速にできるように努め、訪問相談等を実施する。

② 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分なために、日常生活を送る上で不安のある利用者の相談に応じるとともに、市社協と連携し生活支援員の派遣等を通じて、利用者が安心して自立した生活ができるよう支援を行う。

③ 福祉サービス利用援助事業生活支援員研修会への参加ならびに生活支援員連絡会議（市社協主催）の開催

④ 市社協 成年後見事業（法人後見）「こうけん」への協力

認知症の進行等で判断能力が著しく低下し、「かけはし」での支援が難しくなった利用者を継続した支援につなぎ、相談援助機能の強化を図る。

⑤ 弁護士・司法書士等による「訪問相談」を必要に応じて実施

高齢・障がい等で相談機関に赴くことが困難な方を対象に実施する。

⑥ 「弁護士無料法律相談」（年2回／会場：地域福祉センター）の実施

⑦ 「司法書士無料法律相談」の実施

司法書士会広島西支部の協力により実施する。

〔2〕生活困窮者自立支援事業

- ① 「くらしサポートセンター」による生活困窮者の支援
経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の生活の自立に向けた相談支援を行う。
- ② 緊急一時食品提供事業の実施
広島市社協の行う緊急一時食品提供事業の窓口として、当面の食料が必要な生活困窮世帯へ食品提供を行い、生活支援につなげる。

6 受託事業

〔1〕広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業

広島市から事業の委託を受けて、視覚障害者（児）、肢体不自由者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）が外出等社会参加をする際、ガイドヘルパーを派遣して付添介助を行う。

- ① ガイドヘルパーの登録事務
- ② ガイドヘルパーの派遣調整事務
- ③ ガイドヘルパー登録者研修会への参加

7 貸付事業

〔1〕生活一時資金・ひとり親家庭等緊急援護資金貸付事業

関係機関との連携のもと、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯の相談を受け、これらの世帯の一時的な生活費の困窮に対応する貸付事務等を行う。

〔2〕生活福祉資金貸付事務事業

関係機関・民生委員等との連携のもと、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯の相談を受け、これらの世帯の自立を支援するための貸付事務等を行う。

- ① 生活福祉資金貸付事業（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）の取扱い事務
- ② 生活福祉資金貸付調査委員会の開催【再掲】
- ③ 生活福祉資金について民生委員児童委員協議会の行う研修への協力

II 公益事業

1 施設管理事業

〔1〕広島市老人いこいの家指定管理事業（平成30年度～令和3年度）

高齢者の教養の向上、レクリエーション等の場を提供する老人いこいの家が有効に利用されるよう管理・運営に努める。

令和3年度末で指定管理期間が終了するため、次回の指定管理公募に向けて検討を行う。

①	広島市老人いこいの家	新宮山荘	②	広島市老人いこいの家	窓山荘
③	//	さつき荘	④	//	八幡荘
⑤	//	倉重荘	⑥	//	中央荘
⑦	//	五日市荘	⑧	//	楽々荘
⑨	//	美隅荘			

Ⅲ その他の事業

- 1 各種表彰事務
- 2 各種財団助成事業の取り扱い
- 3 実習生の受け入れ
- 4 広島市佐伯区共同募金委員会事務への協力